

第24回 議会改革推進特別委員会記録

令和5年8月3日(木)

13時30分～15時05分

第4委員会室

【委員】 牛尾委員長、西田副委員長
三浦委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】 笹田議長

【事務局】 下間局長(書記)

議 題

- 1 議員選出監査委員の廃止について
 - (1) 議会と監査をつなぐ仕組み(議選監査委員の活用)

 - (2) 監査委員の選出・任期

- 2 議会におけるICTの活用と推進について
 - ・電子採決システムの導入

- 3 その他

○次回開催 9月 7日(木) 一般質問終了後 第4委員会室

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[13 時 30 分 開議]

○牛尾委員長

第24回議会改革推進特別委員会を開催する。

1 議員選出監査委員の廃止について

(1) 議会と監査をつなぐ仕組み（議選監査委員の活用）

○牛尾委員長

議選監査の問題については本日まで皆からいろいろな意見をいただいたり、会派に持ち帰って議論していただいたりしてきたが、9月定例会議までに報告したいこともあり、本日正副委員長と事務局とで少し、皆の意見を入れながらまとめに近いものを作ってみたので、それに従って意見をいただきながら訂正があれば訂正して仕上げをしたいと思っている。よろしく願います。

検討項目は「議員選出監査委員の廃止について」ということである。これは読み上げようか。

(以下、資料読み上げ)

このようにまとめてみた。これでよければ。

○田畑委員

1番はこれで良いと思う。

○牛尾委員長

ほかの方はどうだろうか。

(「異議なし」という声あり)

では1番はこのとおりに決定したい。次に2番。

(以下、資料読み上げ)

順番に行きたい。①、一応本会議で代表監査委員から監査報告がある。それを経て全員協議会に移って、細かい部分について議選監査委員からの指摘を受けるというか。今年の決算についてはこういうところへ視点を持ってほしいとか、そういうことについて議選監査委員が指摘をするというか、我々に指導するというか、そういうことになると①に書いている。①についてはどうだろうか。本会議では代表監査が総合的なことを言われるので、全員協議会に移ったら議選監査委員が議員や議会の視点で当然そういうことについてこういうところに着眼して今年の決算審査を行うといった流れになると思うが。どのような感じだろうか。

(「よいと思う」という声あり)

では続いて2番。これも前段と一緒にようなものだが、今は定期監査については5のつく日にやっている。また行政監査もやっている。財政援護団体については幅が広いので、今年はここをやるというように3年に1回ずつくらい輪番でやっているような感じなので、年によって違うこともあるのだが。全員協議会で突っ込んだことをやると

というような、いわば解説版みたいなものなので問題ないと思うが、いかがだろうか。

○佐々木委員

議選監査委員の決算審査においてのそのような立場的な方向というのは良いと思うが、内容について地方自治法での守秘義務に抵触するかどうかが付いて回っているので、監査委員は監査するために執行部なり個別にいろいろな情報を仕入れるのに、それが議会全体の情報になり得るようなことがどんどん広がっていくと、監査自体がなかなか機能しないようなこともあるようなので、それは多分監査委員や監査委員事務局がしっかり機能していけば、そういうことも抑えていけると思うので、本来の監査業務に影響しないようなところで議選監査委員の情報提供を進めていくような趣旨でいけば良いのではないかと思った。

いろいろ調べるのに、この前の先生は割とランダムに監査委員と情報共有するのだと言われたが、あまりこれがどんどん広がっていくことになるとやはり監査業務自体への影響が出かねないこともあるので、その辺は監査委員事務局がしっかり管理しながら進めていけば良いのではないかと思う。

○牛尾委員長

今言われた部分は、当然守秘義務違反にならないような程度、それから監査委員も今は定数1名欠でやっており非常に忙しいと聞く。そういう流れの中で監査委員事務局に迷惑掛けないよう事前に話をしているので、その程度で議選監査委員が、例えば議会が注目したテーマについて、話せるところは話をしてもらい、守秘義務違反にならない程度に知見を伝える、そういう一文を入れておこうか。

○佐々木委員

何でもかんでも、知り得たものを広めることはよくないので。

○牛尾委員長

②の必要に応じて全員協議会等において、の後に入れるか。守秘義務違反という文言を入れるならそこが良いと思うが。

○小川委員

「結果について」の後に入れるということか。守秘義務に配慮してとか、抵触しない範囲でとか、そういう内容で。先ほど佐々木委員が言われた、監査委員事務局との関係だが、同席を求めたほうが良いということか。それか事前に打ち合わせたほうが良いということか。

○佐々木委員

説明を議選監査委員がする、それに対して質疑を受けるとあったので、そこに事務局が入ることはできないと思う。会に臨む前に議選監査委員と事務局がしっかり打合せをして、範囲を決めておいてやるようにすれば良い。

2番の冒頭あたりに入れておいて、1番が9月決算で、2番が定期監査で、3番も監査報告書のことが書いてあり、全てに共通することなので。

○牛尾委員長

全体につながるから、それが良いかもしれない。ではどこに入れようか。

○佐々木委員

「ただし」で続けたらどうか。

○牛尾委員長

「ただし守秘義務違反に抵触しないように留意されたい」で良いか。

○下間書記

違反という文言より、守秘義務を守ってということか、遵守するという表現の方がよいと思う。

○牛尾委員長

守秘義務を遵守して。

○下間書記

当然のことではあるのだけれど、それをあえてうたっておくという理解でよいか。

○牛尾委員長

はい。読み上げてみる。「ただし、議選監査委員は守秘義務の遵守に努めること」でよいか。「努められたい」ではおかしいだろうし。

○三浦委員

前提の話であるから。

○下間書記

当然のことをあえてもう1回強く言うということなのだろうが。

○佐々木委員

あえて言わなくても別に良いのだが。

○下間書記

言ったほうが良いということなのだろうからどう表現するか。

○牛尾委員長

議論してきている者は分かるが、そうでない人にとっては一行ないとぴんと来ないかもしれない。「努められたい」ではおかしいだろうか。

○佐々木委員

「遵守すること」

○牛尾委員長

「ただし議選監査委員は守秘義務を遵守すること」

○田畑委員

「遵守し」の次をどう書くか。ましてや今回初めて行うことであって、9月定例会議初日がどうなるか分からない。そのときの動向によっては、また見直さなければならぬ部分が出てくる可能性もある。今きちんとやるのは難しいと思う。

○牛尾委員長

議選監査委員と議会事務局が打合せをして、ここまでは触れられるといったことを報告すると思う。では今言ったように「守秘義務を遵守すること」にしようか。

○小川委員

「以下のとおり実施することとする」とあるので、その前に「守秘義務を遵守し、

以下のとおり実施することとする」ではどうか。

○牛尾委員長

意見感謝する。そうすると「議会の監視機能の充実・強化につなげるため、守秘義務を遵守し以下のとおり実施することとする」とすることで、ご了解いただけるか。

(「異議なし」という声あり)

はい。2番もこれで良いか。

○三浦委員

2番は今の状況の中でも、必要に応じて議選監査委員から報告を受けることはできるか。

○下間書記

できる。やったことはないが。

○牛尾委員長

決算が始まる前、9月定例会議初日の本会議で、代表監査委員が報告する。

○三浦委員

それが①ということ。

○牛尾委員長

次に全員協議会へ移ってから、議選監査委員がより突っ込んだ部分について話せる。

○下間書記

三浦委員は②のほうを言われている。

○三浦委員

ええ。①は新しい感じではないか。これから出てくる。③も新しくルールをつくるということ。②は今でもできるがやってない。

○牛尾委員長

これからやろうとしているパターン。

○三浦委員

ではそこは、今までどおり必要に応じてということの良い。これはこれで良いが、そもそもこの項目は議選監査委員を活用しようという項目で今まで議論してきて、①は新しい取組としてこういうことをやったほうが良い、③もこういうことをやったほうが良い、②は今まで仕組みはあったが活用されてこなかった。それを今までどおりやろうというのか、より強く意識するよう何かするのか、そこが改革のポイントかと思う。だから②については特に変更点はない。こういうことを議選監査に求めていくこともできるから活用しようという呼び掛けと理解して良いか。

○牛尾委員長

今までは議選監査委員が一般議員にフィードバックできないことがいっぱいあったが、守秘義務違反にならない程度のことにはできる。でないで議選監査を出している意味がないではないかという議論がある中でここに至った。

○下間書記

それを言うと①も今までもできたが、やってなかった。

○三浦委員

①もか。

○下間書記

はい、できないわけではなかった。

○三浦委員

しかし①は仕組みとして必須にするのだろう。今まで求めてなかったからやらなかったが、今回は求める・求めないではなく、9月定例会議では議選監査から報告する。これはルール化だろう。

○下間書記

②で「必要に応じて」とあえて入れたのは、必ずしなければいけないという制度化は避けようかと3人で話をした。すごく件数があるわけではないので、①と同じように必ずやるとするのか、必要なもの、これこそ議会には言っておかなくてはいけないというものについてはあえて説明し、意見交換までしたほうがよいものについては必要に応じてやろうというような表現にした。

○三浦委員

これは議員側への意識なのか、議選監査そのものが、そういうことは積極的に出していこうという議選監査側のスタンスなのか。どちらか。

○下間書記

議員側なのかと思っている。議会の監視機能の充実のためにしていただくので。でも少し違うような。

○牛尾委員長

今まで議選監査はどちらかといえば客のように執行部側へ座っていたのだが、議選監査である以上は一般議員でも守秘義務を守りながら知見のフィードバックはしなければいけないだろうという原則から、このようにした。

やろうと思えばできたのだが、守秘義務があったから、監査になったら聞いたことは一切話してはいけないような世界はずっとあった。ところが世の中の流れが少し変わってきて、議員代表で監査委員を出すなら守秘義務違反にならない程度のフィードバックをしないと、代表で出した意味がないという議論が結構あって今に至っている。

○三浦委員

そういうことを遠慮せず、言えることは言えることを明らかに共有して、必要に応じて議選監査に問い掛けもできるのでやろうということか。

○牛尾委員

我々は今までやれてこなかった。

○三浦委員

議選監査のあり方に関する共通認識をここで改めて持とうということで、②に書いたということでしょうか。

○牛尾委員長

そういうことである。

○三浦委員

理解した。

○牛尾委員長

②についてはこれで良いか。

(「はい」という声あり)

どなたかが監査の頃だったか、例月監査が事務局にあるので自由に見てほしいと、以前全員協議会で1回言われたことがある。自分も見たのだが、1回だけ。議選監査はあっても守秘義務があって一切情報が漏らせないと、外から踏み込んではいけない聖域のようなイメージがあった。お互いにそういうものがあつたのではと思う。それはおかしい、伝えるべきは伝えようと。

③に書いてあることは、後段は今でもきちんと議会事務局にあるし、前段はタブレットに入れてもらうことになっているので、これも今までやってこなかったことなので。そういうのも入れて文章を作っているのだが。

○三浦委員

「なお、毎月の出納検査報告書は事務局に保管する」というのは、タブレットに配信しない理由は何かあるか。

○下間書記

量的にボリュームがあるのでタブレットの容量を気にしてのことである。必要だと言われれば毎月できる。

○三浦委員

理解した。

○牛尾委員長

今までも置いてはあつた。それを文書にした。③まで了解いただけるか。

(「はい」という声あり)

○西田副委員長

今回こうして皆で議論することによって、あえて公に明文化してこういう報告をすることにより、ここから少し変わっていくのではないかと思う。

○佐々木委員

一般財団法人地方自治研究機構というところが、明確に今の議論の守秘義務について示しているのだが、「地方自治法上、守秘義務に抵触するか否かの問題とは別に、監査委員の場合には有効に監査を行うために一定の自制が必要と考えるべき。すなわち監査を受ける側からすれば、監査委員が監査において知り得た事項をみだりに公表しないことを前提に監査に応じている。ところが監査委員が議員活動報告や一般質問の中で、監査により知り得た情報を取り上げると、監査を受ける側が監査に必要な情報を提供しなくなり、結果として適正な監査業務が阻害されることとなる。現に一部の公共団体では、監査委員と監査を受ける執行機関側で、どこまで監査に応じていくかで意見の対立が存在する」とあるのだが、これは先ほど言ったように、監査委員事務局がこの辺をしっかりとわきまえて、前もっていろいろなことをやりながらやると思うの

で。こういった大前提が一方ではあるということなので、何でもかんでもというわけにはいかない。

○牛尾委員長

最近よく言われているのが、議選監査委員と監査委員事務局との信頼関係をいかにつくっていくかが大事だということ。そうしないと事務局側も相談しにくい。それは絶対条件。その上でフィードバックできることはフィードバックする。そのようにあちこちで言われている。識見のある人を監査委員に選んでいるので心配ないと思うが。そういう意味で、議長経験者を監査委員にするのは普通の考え方だと思う。では③まで良いか。

(「はい」という声あり)

(2) 監査委員の選出・任期

○牛尾委員長

皆に1回会派で話をしてもらえばと振ったような気がする。順番に言ってもらうか。

○田畑委員

任期については委員会でも以前話があったように、今は2年交代でやっているが、監査委員の研修等々に行くと1年くらいすぐ過ぎる。監査行為に対してエンジンが掛かるのは実質1年しかないという意見もあったので、監査委員だけ4年にすれば良いのではという気がしている。

○三浦委員

代表監査からも指摘があったように、4年任期のほうが与えられた役割をきちんと遂行できるのではないかという考え方で、4年任期が良いのではないか。

○佐々木委員

4年で。

○小川委員

同じく4年が妥当ではないか。

○佐々木委員

理由は、もともと4年という任期が大前提なのと、もう一つは今議論があったように、現監査委員の力量が問われることになってくるので、より経験も必要になる。

○牛尾委員長

全ての会派が任期4年という回答だった。選挙が終わってこれから新しい議会がスタートするというときに、例えば全会派とも4年が望ましいというまとめをさせてもらっても、現行の監査委員そのままいくのかといった現実的な議論をしておかないと。今後例えば2年後に改選になって、議選監査に数人候補がいてその中から市長が選ぶことになるなど。差し当たっては後半2年をどうするかという現実問題について、4年やっても良いかどうか話をしてもらわないといけないかと思うのだが。何か意見はあるか。

○田畑委員

10月で任期が切れる。本人の意向もあるだろうし、4年にしたとして、あと2年やれと言えるかどうか。

○牛尾委員長

例えば、皆の意見をまとめると任期4年が望ましいが、後半をどうするかは別で議論しないといけないかと思ったり。どちらにせよ、ここで決めても議会全体の問題なので。自治法では4年だがどうだろうかという議論も議員全体でやらないとならないのではないかと思うのだが。

○西田副委員長

今の議選監査の任期は別に決めてない。もともと任期は4年なのでこのまま続けてもらうのが一番効率的かと思う。どうしてもといった理由があればだが、今でも任期は4年なのでこのまま続けるのが一番自然かと思う。

○田畑委員

確かにそうではあると思う。思うが、当事者がどう思うか。2年後の10月以降の監査委員任期を、そのときに皆いるかどうか分からないのに先のことを決めておいて良いかどうかと思うが。

○牛尾委員長

自治法により4年で確定するのであれば、やはり一旦会派へ持ち帰って、議会全体として同意ができればと思う。そういう方向でやったほうが良いような気もする。ただ、ある程度の形までは決めておいてあげないと、2年後の改選時に困るだろうから。前の会でこのように決まっているとして上げたほうが楽なのでは。そこまではする必要はないということなら、これはこのままで良いが、せっかくここまで議選監査の問題を取り上げてきたので。

○西田副委員長

今ここで決定しようとするのは、2年後の市議会議員改選からの議選監査委員任期は4年ということ、この委員会で確定していると。それについての意見をということか。

○三浦委員

僕はそうではなく、基本的に議選監査の役割としてどうなのかという話をしているわけだから、2年、4年の話ではなく、基本的に自治法に書かれている4年という任期だということを改めて話した、ということだけだと思う。2年でどうというのは個々の思いや判断でされることであって、改選だとかそういうことではなく、基本的に4年で、かつ4年で良いのではないかという話が皆の中から出ているので、それを確認したということの良いのではと思うのだが。

○牛尾委員長

そうなのだが、今までは2年で辞表を出していた。誰も辞表を出せと言っているわけではないが、常任委員会も交代だから監査も交代だと。どこにも書いてないのだが、慣例でそのように来ているから。それが違うのではないかということはあるわけで。三浦委員が言うように、もともとは自治法が入り口なのだから、自治法にのっって

やれば良いではないかというのだが、執行部側も2年に1回交代しないといけないと多分思っている。だからもう1回きちんと確認する必要があるかもしれない。

○三浦委員

でも、全議員が4年だと言っているところを、今までの慣習で2年というのも、何か委員会の話と矛盾しているようには思うのだが。だから基本的には4年だということが、必要性としても、今までの各委員の意見はそういうことなのでは。

○牛尾委員長

だから4年任せるとなると、4年間この人に任せなければいけないとなる。受けるほうも重さが違う。2年交代の監査委員を受けるよりも。自分が監査に向いているから4年間任せてくれといった、例えばそういう決意表明みたいなものを何人かやって、そこから選ぶようでないで監査委員そのものが軽くなりすぎるような気がするのだが。

○佐々木委員

それはずっと思っている。監査委員の選出も会派で考えてこいという話があり、いろいろ協議した。いくつか出したうちの一つに、会派でまとまって誰かを出してくると決まってしまうので、会派を解いて全議員で、なりたい人が出たときに会派に関係なく選出した議選監査委員には、4年という重みが絶対に付いて回ると思う。自分で表明して立候補して皆に認めてもらった重みがあるので。そうでない選出の場合、今もそういう感じかと思うが、そういう場合は特に4年という任期はありながら、特に住民監査請求が出るか出ないかという緊張感の中で監査を務めると非常に重かった。そういうこともあるので、2年でもすごく長く感じて早く任期終了が来ないかと思っていた。それが4年となるとさらに重みがある。慣れも付いてくるとは思うが。そういう中で4年必ず務めよという縛りではなく、2年で辞表を出せば辞めても良い。自分でやりたいと言った人は重みが違ってくると思うので、その辺は選出方法によって違ってくる。2年で辞表という今のやり方もあるにはあると思うが、選出方法による重みの違いがある。

○牛尾委員長

この委員会で監査委員の任期のあり方について、どこまで議論するかは言われてないが、どうせならここまで議選監査について取り上げてきたので、本来議選監査委員はどうあるべきかというところまで結論を求めても良いのかなど思ったりする。皆がどのように思われるか、それで良いというならだが、この際せつかくやるならここまで打ち出しても良いかと。4年任期になるなら改選からはこうあるべきだということをもとめてもらって、会派に持ち帰ってもらって議会全体の合意ができれば、それはそれで良い。自治法は4年なのだから、それが今まで守られてこなかったということなのだから。役職のたらい回しではなく本来どれほど重いものか分かってもらうためにも。自民党系の悪いところは、それぞれ二つの目標があって、その目標に行けない方を監査に徴用するのだということはずっと聞いてきたので、その辺もあったと思う。

○田畑委員

今回初めて監査委員の任期について話をした。今までは暗黙の了解で、話があった

かは分からないが、監査のレベルになってくると荷が重すぎるので、2年間で監査能力を養うことができるかといえば、これを見ただけでも大変だと思う。相当数字にたけていないと。自治法が4年だから4年にしなければいけないということもないと思うが、4年が妥当だろう。これだけ職責が重いものを2年間で習得するのは無理だと思う。

今は本人の考えもあろうし、その辺を加味しながら9月以降の監査についてはまた協議しなければと思う。

○牛尾委員長

僕は会議所の監査を4年やった。もう二度としたくないと思った。プレッシャーがあったりして。監査は大変である。だから行政の監査はもっと大変だと思う。会議所はお金をもらうのではなくお金を払って監査する。

○田畑委員

予算書に項目が、800から900近くある。その一つずつが皆示されている。2年たっても覚えられそうにない。

○牛尾委員長

ここでは自治法にのっかって4年任期でという意見が多いが、選出方法などはここで議論するのは大変である。ここで決められるのかということもあるし。

○下間書記

この項目を省くか。

○小川委員

僕の経験で言うと、今まで複数の方が手を挙げられたことがあったが、先ほど4年で重い部分もあるという話もあったが、確かにそうなったときに下手をすると手を挙げる人がいなくなることが想定されやしないか。それほどプレッシャーのある仕事を進んでやる人が出なかった場合。委員長が言われたように、議長経験者だとか、そういう、全体の流れが分かった人がやる中で議選監査がやはり必要だという認識も深まってきたということがあるので、なり方までをここで決めることはできないような気がするのだが、そういうことを考慮しながらやはり就任した人には4年やってもらう前提でお互い選出するのが良いかと。それは自薦・他薦もあると思うが。

○牛尾委員長

議長団も守秘義務がたくさんある中で、議長職や副議長職をやっておられるので、そういう経験者が監査に就くのは普通の話だと思う。だからそれだけに限定してもいけないのではないかという気持ちもあるし。なかなか選出方法が難しい。

○西田副委員長

先ほど佐々木委員が言われた、会派で話し合いをされた中で、一つの案としては誰がふさわしいか全議員で協議するという方法も一つある。今までのように各会派内で誰かを推薦し、ふさわしい方が複数おられたら各派交渉会で会派代表が集まって一人に決定する。複数出ればなお良いことなので、それで決定されるやり方でも良いと思う。候補者が出てないうちに全議員が集まってやると、誰かの名前が出たらもうそれで皆が賛成して終わりになる可能性もある。それもどうかと思う。各会派から推薦された

中で、各派の代表が決定する形も悪くない。

○牛尾委員長

今でもそう。会派推薦をして、最終的に市長が誰を選ぶか。それはそれで正式な方法ではある。暫時休憩する。

[14時 20分 休憩]

[14時 33分 再開]

○牛尾委員長

委員会を再開する。休憩時間も含めて審議いただいた。3番の議選監査委員の選出法・任期については、正副委員長と事務局とでまとめさせていただき、任期については皆同様に言われたように、自治法にのっとって4年任期が望ましいという文言でまとめさせてもらうので、よろしく願います。この文案の最終的なまとめをタブレットに送る。もう1回やる所にはいかないと思う。ほぼでき上がっているの、あとは任せてもらって良いか。

(「異議なし」という声あり)

もし、どうしてももう1回くらい開いてくれというなら開くが。

(「いいえ、願います」という声あり)

では次の議題へ移ろうか。

○下間書記

検討結果をまとめて皆に配信して、文言を見てもらって修正があれば修正して、でき上がったら議長に検討結果報告を提出して、8月17日の全員協議会で議長から、こういうものを特別委員会からいただいたと報告していただく。そこで全議員の承認を得た形になれば9月1日までに議選の監査委員と事前に相談し、本会議初日の全員協議会で報告してもらうといった流れである。

○牛尾委員長

それで良いか。

(「はい」という声あり)

ではそのように願います。

2 議会におけるICTの活用と推進について

・電子採決システムの導入

○牛尾委員長

前回少し触れたが、皆から意見をもらいたい。確認するが、新しくマイクを変える、マイクの機能にそれも備わっているような印象があったのだが、そういうことか。

○下間書記

確定ではなく、そういうものが多くなっている。そういう機能が付いたものが当たり前という現状がある。マイクの設備更新予算も本当に付くかどうか分からない。今

どうしても使えないわけではないので、しかし今後どこかの時点で必ずと言って良いほど更新しないといけなくなる。

○牛尾委員長

そういう状況なので、それ前提で意見を言ってほしい。

○小川委員

たまたま福祉環境委員会で視察に行ったら、マイクにそういうシステムが付いていた。賛成・反対・出席といったボタンがあるが使っているかと聞いたら、出席か欠席かしか使っておらず、採決は挙手や起立を使っていると言われた。使えば透明性がすごく確保されるとか書かれているが、なくてもあまり関係ないのではという感じがしたので。機器更新に併せてやるならだが、新たに予算を付けて整備するだけの価値や意味はどうか。費用対効果の話はあまり言いたくないが、実際に機能があっても使っていない事例を見たので、そう感じた。

○牛尾委員長

今は本会議でも、あまり際どい案件はない。

○下間局長

申合せにもあるように、原則、反対意見がないようであれば簡易表決を行っている状態なので、挙手採決や起立表決はあまりない。賛否が割れたら起立採決をするようにしているが。本当に少ない状況である。

○牛尾委員長

ただ、機器更新の中でそういう機能が付いているものを、値段的にそれほど変わらないようなら、あったほうが良い気もするが。

○田畑委員

マイクを変えらるとなると、いくらぐらいするのか。

○三浦委員

簡易表決が多い中で、導入のメリットは正直あまり感じないという意見が多かった。ただ今後、マイクそのものの設備更新をする際に付随する機能なのであればそれを活用するのも自然な流れで、そういうときが来ればという話で、特段現況において必要性はそれほど感じないという意見が多かった。先ほど小川委員も言われたように、透明性を担保するというのとはこういうところではなく、ほかのところでは。我々もそこには違和感を覚えた。同じような意見を持っていることを述べておく。

○佐々木委員

今出ている話のとおりで、採決システム目的で経費を使うことはしないほうが良い。そもそも傍聴される方が来て採決を注目するといったことはそれほどあるケースではないし、むしろ浜田市議会はいろいろな場面で採決結果は公表できるようになっている。仕組み上マイクに付随するのであればそれで良いが、あえてそこを目的にする必要はない。

○西田副委員長

全く同じ意見である。政令指定都市や議員数が多くて分かりづらい場合はそういう

ものも効果的とは思いますが、今22人、これが一気に増えることは考えられない。傍聴者が見ていても、起立か挙手は分かりやすいと思う。ただ、起立や挙手が困難な議員の表決支援に関しては今のところそこまでは。もし今後そういった議員がおられたら、また考えないといけないが、現状では必要ないと思う。

○牛尾委員長

皆ほとんど同じ意見だった。新規で機器導入する場合は、それはそれでということ。消極的なまとめではないと思うがどうだろうか。

○下間書記

先ほど意見がいただけたので、簡易表決を多く行っているので導入しても効率的な効果は薄いということと、浜田市議会の賛否については反対理由までもホームページに載せており、賛否の透明性がすごく確保されていることと、最後に言われた、次の議場設備更新の際にそういったものが付随するのであれば、それは検討の余地がある。その3点を正副委員長でまとめ、検討結果報告とさせていただけたら良いかと思う。

○三浦委員

LINE WORKSについてはどうなったのか。

○下間書記

LINE WORKSについてはこれまでのところで割と、やっていこうということだった。本格的導入は11月の委員会改選後くらいからで、それまで事務局もしっかり理解する。使えるものはどんどん使って、より効率的な運営ができるように。

○牛尾委員長

もう少し使いこなせないといけない。

○下間書記

これもまた検討結果を作る必要がある。議会におけるICTの活用と推進についてということで。そしてもう1点、検討項目の中にタブレットのセルラー方式の検討もあったのだが。今回特に資料は作ってないのだが。今はWi-Fi環境下でしか使えない。セルラー方式になると屋外でもインターネットにつながることができる。私の考えとしては、すごく便利で良いと思うけれど、議会活動や議員活動以外の私的な使用もできる。皆にスマホをお渡しするのと一緒なので、そういったところで、当然お金ももっと掛かる。毎月の使用料ももちろん掛かってくる。私的な部分と公費の負担も考えないといけないかと思う。市議会によっては一部分を政務活動費で支出しているところもあった。例えば毎月7千円使用料が掛かるとしたら、3,500円を公費で見立て、残り3,500円を政務活動費から支出しているところもあった。そのやり方もまた煩雑になるかと思う。

○牛尾委員長

今、僕はポケットWi-Fiを使っているが、月に約5千円払う。年間6万円くらい。政務活動費でみてもらっているが上限があり1万円くらいである。

○下間書記

はい。上限を設けている。

○牛尾委員長

確かに便利だが、公私の区別がつけにくい。

○下間書記

それを全部公費で、というのが果たしてどうだろうと思うのだが、皆はどう思われるか。いずれにせよ、今回タブレットを新しくしたので次の更新のときでないとならない。途中で変えることはできないので。したがって、一旦ここでの検討結果みたいなものを出していただけたら良いかと思う。

○小川委員

もしLINE WORKSを導入したときに、セルラー方式にしてないと受信できなくなったりするのではないか。

○下間書記

自分の携帯電話とも連携させないと。

○小川委員

もともとセルラー方式で運用したらどうかというのは、BCP関係の議論の際にもあったような。災害が起こったときに電源がどうか。

○下間書記

はい。その時にも意見が出た。ただ、BCPのときは、安否確認は個人のLINEでやることになった。このタブレットは災害の写真を撮ったりすることはできるだろうという話も出たが、結局は自分のスマホだと思う。

○牛尾委員長

年間6万円くらいを見てもらえるのはありがたいが、22人分で132万円くらいか。

○下間書記

機種代も高い。

○牛尾委員長

請求書全部の写しを出して、そこだけをアップして12か月分を出して、そのうち1万円を政務活動費で落としている。だからすごく面倒。

○三浦委員

例えば5千円の半分2,500円を負担する、12か月分でそれだけで3万円。今の政務活動費10万円のうちの3分の1が自動的にそれに充てられるのは、僕は反対である。それよりも使いたいことはあるし、セルラーモデルになれば便利は良いと思うが、小川委員が先ほど指摘されたように、今でもSide Booksの何々フォルダに入っていると連絡が来るが、Side Booksは基本的にはオンライン状況にないわけで、それを外出先で確認しようとする、僕は自分の携帯電話でテザリングして、そのWi-Fi環境下で確認するのだが、それは自己負担。だから今の仕組みでも基本的に連絡はオンタイムではない。緊急性を要する場合、メールを送っておいたからといっても、そこに資料が添付されていないので分からない。LINE WORKSを使う、使わないもあれだが、今でもある解消をしなければいけない課題だと思っている。そう考えていくと、自己負担が出てくると政務活動費からまた出していくというのは、

政務活動費が上がらないとどうかという個人的な意見はある。

○牛尾委員長

それはそう。コロナ関係で出張ができなくなって、10万円使わない人がいっぱいいたが、東京に行くだけで数万円掛かるわけだから。

○三浦委員

セルラー方式のものを入れた時点で年間数万円が10万円の中から差し引かれてしまうのは、少しつらい。

○下間書記

全額公費でという考えもあるか。

○三浦委員

そこまでの費用対効果がどれくらいなのか。ただ、今の状態で議会からの連絡はオンタイムで見られないという課題はある。メールに資料が全部添付されていれば。しかしそれも携帯電話でないと見られない状況。どの議員も、全員が自己負担で議会からの情報を得ているということだと思う。家やWi-Fi環境下にないと情報を取れないのだから。そうではないときにメールが来ても、常にWi-Fi環境下にあるわけではないので。それを解消しようとするれば、これをセルラー方式にするしかない。

○下間書記

100%そこまでの利便性を追求するのかということもある。

○三浦委員

その必要性があるかという点がどうなのかと思うので、今のままで良いかとも思う。

○下間書記

1日1回はWi-Fi環境下でタブレットを確認してほしいくらいではある。至急の連絡は恐らく必ず携帯電話だと思うので。全議員の自宅にWi-Fi環境が整っていることは確認している。

○三浦委員

そう考えるとセルラー方式にする必要性はどれくらいあるのか。もちろん便利ではあるが。

○田畑委員

便利さを金で買っている。それを公費負担にするか自己負担にするかの違いで。あなたも議員なら自分の金を使えというのが僕の考え。僕は自分の金を使っているから。

○三浦委員

僕も今は随分使っている。

○田畑委員

そのままが良いではないか。

○三浦委員

僕はセルラー方式にしてくれと言っているわけではない。

○田畑委員

政務活動費の話が出たから。

○牛尾委員長

そうではなく、10万円しかない中で、3万円確定で引かれるのはつらいということ。

○田畑委員

議員ならある程度は仕方がない部分もある。

○下間書記

皆同じような思いであればもう、今これを突き詰めていっても。もう少し先の話でもあるので。4、5年後。

○西田副委員長

津山市に視察に行ったときはセルラー方式だった。良いなと思った。単純に。

○下間書記

ええ、そこも政務活動費を使われていた。

○西田副委員長

資料がタブレットに配信されたら1日1回はどこかで確認するので、割とW i - F i 環境が少しずつ整っては来ているので。

○田畑委員

市役所の地下にはここのW i - F i は届かない。

○西田副委員長

まちづくりセンターに行ったほうがまだ良い。都会ではどうなのだろう。

○下間書記

新幹線内などはW i - F i が使える。

○西田副委員長

東京に行った際にタブレットに配信された資料を見ようと思えば、W i - F i が入るところは結構あるのか。

○下間書記

自分は出張先ではホテル内で読み込みを行っている。ホテルはどこも大体W i - F i が使える。

○牛尾委員長

この議論はこの程度で置くか。

○下間書記

便利なのは便利だが、導入経費の負担や、全額を公費負担にするのはなかなか理解も得られないかと思うので、今後も調査検討しながら、導入は更新の際に検討するといったイメージで良いか。

○牛尾委員長

はい。

○下間書記

先ほどの監査委員の検討結果報告は作ってメールして、17日の全員協議会で報告できる。議会におけるICTの活用と推進についても、タブレットのセルラー方式の検討については、先ほどのようなまとめをすれば良いなら何となくまとまるかと思う。

それも近々。少しタイミングがずれるかもしれないが。

○牛尾委員長

はい、そういうことで。次回はどうでしょうか。

○下間書記

9月定例会議に入ってからでも良いかもしれない。ICTに関する検討結果報告についてどこかでやって、最終日か、もっと早くなら9月定例会議初日の全員協議会か。

(以下、日程調整)

○牛尾委員長

では9月7日、一般質問終了後で。

○下間書記

それは、ICTの活用と推進についての検討結果のまとめを確認するという事。

○牛尾委員長

特別委員会で1泊2日程度で、どこか視察をとも思っているのだが。結構窮屈ではあるので、どうしても皆が計画しないといけないということであれば11月までに計画してみたいと思うが。

○田畑委員

よろしく。

○牛尾委員長

では一応計画してみよう。

○村武委員

次は何を検討項目にするか。今、一段落したが。

○下間書記

大学との研究が。

○牛尾委員長

なかなか。

○西田副委員長

視察はやはり中四国か。

○牛尾委員長

中国。行くなら兵庫県西脇市か。その近くに小野市というのがあって、16人中7人が女性議員である。画期的な事業があったと思う。検討項目は何が残っているか。

○下間書記

政務活動費についてもある。

○牛尾委員長

議会サポーター制度が残ってなかったかな。

○西田副委員長

以前、議会改革の特別委員会で西脇市には一度行ったことがある。

○佐々木委員

自分も行った。西脇市は議会改革の先進地だから。

○下間書記

委員会は一旦終了したほうがよいのではないだろうか。

○牛尾委員長

では、以上をもって第24回議会改革推進特別委員会を終了する。

[15 時 05 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会改革推進特別委員会委員長 牛 尾 昭